

3年保存

基監発第 0227001 号
平成 19 年 2 月 27 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成 19 年 4 月から適用される社内預金の下限利率について

「労働基準法第 18 条第 4 項の規定に基づき使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令」（昭和 27 年労働省令第 24 号）に基づき、平成 18 年 10 月における定期預金平均利率を算出したところ、0.4598%/年であった。したがって、当該平均利率と同月において適用される社内預金の下限利率との差が 5 厘（0.5%）未満であることから、平成 19 年 4 月から適用される下限利率は引き続き年 5 厘となるので、了知するとともに、事業場等からの照会があった場合には適切に対応願いたい。

社内預金下限利率計算表

1 平成18年10月における定期預金平均利率の算出

日本銀行が公表する平成18年10月に全国の銀行が新規に受け入れた定期預金1年～5年もの（預入金額300万円未満）の平均金利は以下のとおり。

預入期間	金利（%/年）
1年以上2年未満	0.252
2年以上3年未満	0.558
3年以上4年未満	0.397
4年以上5年未満	0.547
5年以上6年未満	0.545

これらの値を平均すると、0.4598となり、

定期預金平均利率は、0.4598（%/年）となる。

2 平成18年10月における下限利率と定期預金平均利率の差の算出

平成18年10月における下限利率（年5厘：0.5%/年）と定期預金平均利率（0.4598%/年）の差は、

$$0.5 - 0.4598 = \underline{0.0402}$$

となり、5厘（0.5%/年）未満である。

3 平成19年4月から適用される下限利率

平成18年10月における定期預金平均利率と同月において適用される下限利率との差は、5厘（0.5%/年）未満であるため、平成19年4月から適用される下限利率は、引き続き

年5厘（0.5%/年）

となる。